

第3章

資

料

1 本道公立学校における体育活動中の事故の裁判例

(1) 判決により終了したもの

事 件 名	提訴年月日	概 要	判 決 等
宿泊研修中の事故 訴額 13,066,678円	昭和 43. 3.16	高校の定時制2年生男子生徒が札幌市南区の空沼岳万計沼で宿泊研修中に死亡した事故は引率教員に監督指導上の過失があったとして、北海道と国に対し損害賠償を請求する。	昭和 51. 2.27 請求棄却
スキー大会中の事故 訴額 2,897,712円	昭和 56. 8.13	高校1年生女子生徒が校内スキー大会で計時係として従事中、競技者に衝突され負傷した事故は、校長及び担当教員に指導上の過失があったとして、北海道に対し損害賠償を請求する。	昭和 59.10.24 請求棄却
スキー授業中の事故 訴額 11,725,202円	昭和 56. 8.19	高校1年生男子生徒がスキー授業（自由滑走）中、他の滑走者に衝突した事故について、事故の被害者が不法行為を理由として、同生徒に対して及び担当教員の指導上の過失を理由として、北海道に対し損害賠償を請求する。	昭和 58.11. 1 生徒への請求認容
炊事遠足中のボート 転覆事故 訴額 66,000,000円	平成 6. 4.28	高校2年生男子生徒が炊事遠足中、自由時間に乗ったボートが沈没し死亡した事故について、引率の教師が安全配慮を怠ったとして、北海道に対し損害賠償を請求する。	平成 9. 3.21 請求一部認容
ボクシング部活動中の 事故 訴額 79,301,330円	平成 7. 3. 22	高校1年生男子生徒がボクシング部の練習中に倒れて死亡したのは顧問教諭の過失によるとして、北海道と顧問教諭に対し損害賠償を請求する。	平成 10. 2.24 請求棄却 平成 10. 3. 6 上告 平成 10. 6.10 上告を棄却

事 件 名	提訴年月日	概 要	判 決 等
スキー授業中の事故 訴額 82,781,062円	平成 8.10.1	高校2年生男子生徒がスキー学習中に転倒、立ち木に衝突して死亡したのは指導担当教諭の過失によるとして、北海道に対し損害賠償を請求する。	平成 10. 7. 6 請求棄却 平成 10. 7.10 控訴 平成 12. 2.17 控訴棄却
水泳授業中の事故 訴額 60,275,898円	平成 9.12.18	高校1年生男子生徒が体育授業として実施された水泳授業中、同校プールで溺死したのは指導担当教諭が授業を実施する際の安全配慮義務を怠ったとして、北海道に対して損害賠償を請求する。	平成 12. 1.25 1 審「原告請求棄却」 控訴 平成 13. 1.16 控訴審 控訴棄却
器械運動マット授業中の事故 訴額 139,917,705円	平成 10. 8.21	高校2年生男子生徒が体育の授業として実施されたマット運動中、マットに頸部を強打、頸髄を損傷し、歩行障害などの後遺症を残したのは指導担当教諭が監視等を怠ったとして北海道に対し損害賠償を請求する。	平成 13. 5.25 1 審「学校側の過失を6割と認定」 控訴 平成 13. 6. 5 道、控訴を断念 ※障害認定2級 歩行困難
新人戦ボート大会における転覆事故 訴額 47,437,952円	平成 15. 4.11	全道高校ボート新人大会に参加した1年生女子生徒が、練習中に突風によりボートが転覆し水死した事故で、引率教諭が安全配慮義務を怠ったとして、北海道に対し損害賠償を請求する。	平成 17.11.25 1 審「引率教諭の過失を認定」 控訴 平成 19. 2.23 控訴棄却、上告を断念
高校野球部打撃練習中の事故 訴額 45,100,000円	平成 16. 6.16	野球部の打撃練習中に、投手役だった原告の左目に打球を受け視力が低下した事故で、監督が安全配慮義務を怠ったとして、北海道に対し損害賠償を請求する。	平成 18. 4.18 1 審「顧問の過失を認定」 控訴を断念

(2) 示談・和解により終了したもの

事 件 名	提訴年月日	概 要	判 決 等
<p>体育授業中の鉄棒落下事故 訴額 10,000,000円</p>	<p>昭和 46. 7. 5</p>	<p>高校1年生男子生徒が鉄棒の模範演技中、手を滑らせ落下し、下半身不随となったのは体操部顧問の教諭に過失があったとして、北海道に対し損害賠償を請求する。</p>	<p>昭和 49.12. 2 訴えの取下げ 昭和 49.12.24 示談成立</p>
<p>ボート部活動中の転覆事故 訴額 25,579,320円</p>	<p>昭和 55. 8.14</p>	<p>高校1年生男子生徒が石狩町茨戸川において遭艇部の練習中、ボートが転覆して溺れた部員の救助に向かい溺死した事故は、顧問教諭に指導監督上の注意義務違反があったとして、北海道に対し損害賠償を請求する。</p>	<p>昭和 55.11.21 訴えの取下げ 示談成立</p>
<p>宿泊研修中の登山事故 訴額 61,466,120円</p>	<p>昭和 59. 4.28</p>	<p>高校1年生男子生徒が学校の実施した宿泊研修の学校登山の下山途中、心不全のため死亡したのは、指導担当教諭の指導上の過失によるものとして、北海道に対し損害賠償を請求する。</p>	<p>昭和 62. 8. 4 和解成立</p>
<p>休み時間中のロープ転落事故 訴額 16,156,405円</p>	<p>昭和 60.10.18</p>	<p>中学校生男子生徒が休み時間中、体育館で天井から吊ってあるロープを伝って降りる途中に床に落下し負傷したことは、他の生徒がこれを揺すったことによるとして、北海道、壮瞥町、加害生徒、加害生徒の父母に対して損害賠償を請求する。</p>	<p>昭和 61.10.24 北海道への訴え 取下げ 原告と加害生徒の間で和解成立</p>
<p>宿泊研修中のソリ滑りでの事故 訴額 90,992,868円</p>	<p>平成 12. 5.24</p>	<p>高校1年生女子が宿泊研修においてソリ滑りの際に乗っていたチューブから落ち、後続のチューブに追突され、脳挫傷により後遺症が残った事故について、学校側が事故防止の安全義務を怠ったとして、北海道に対し損害賠償を請求する。</p>	<p>平成 12. 8.30 示談成立 (障害1級、全介護)</p>

事 件 名	提訴年月日	概 要	判 決 等
ボクシング部活動中の事故 訴額 59,298,402円	平成 20. 2. 4 (示談申し出)	高校1年生女子生徒が所属するボクシング部の活動で参加した女子合同練習会においてスパーリングを行った際、急性硬膜下血腫の負傷を負い、高次脳機能障害の後遺症が残ったのは、ボクシング部顧問の教諭に過失があったとして、北海道に対し損害賠償を請求する。	平成 20. 8.25 示談成立 (障害4級)